



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

- 教育委員会規則
 - *13 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 1275 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 2
 - 1276 指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課) 2
 - 1277 指定障害児通所支援事業者の指定 (") 3
 - 1278 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 3
 - 1279 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (") 4
 - 1280 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (") 5
 - 1281 公共測量の実施 (技術調査課) 5
 - 1282 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加するものに必要な資格等 (") 5
 - 1283 和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札に参加する県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格等 (") 9
 - 1284 道路の供用開始 (道路保全課) 13
 - 1285 道路の位置の指定 (都市政策課) 14
 - 1286 都市計画の変更 (") 14
 - 1287 港湾法による海南都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区区内における分区の指定 (港湾空港振興課) 14
- 人事委員会告示
 - 12 平成30年度第2回和歌山県育休任期付職員採用試験の実施 15
- 教育委員会告示
 - 6 博物館の登録 18

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第13号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月7日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成27年和歌山県教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教育長に対する事務の委任)	(教育長に対する事務の委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務及び次条第1項各号に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(8) 略

(9) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃（教育委員会が別に定める軽易な改正を除く。）に関すること。

(10)～(16) 略

2 略

（教育長専決事項）

第3条 教育長は、次に掲げる事務について専決することができる。

(1) 略

(2) 附属機関の委員の任免並びに委嘱及び解嘱に関すること。

(3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の改正（教育委員会が別に定める軽易な改正に限る。）に関すること。

(4)～(9) 略

2 略

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務及び次条第1項各号に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(8) 略

(9) 附属機関の委員の任免並びに委嘱及び解嘱に関すること。

(10) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(11)～(17) 略

2 略

（教育長専決事項）

第3条 教育長は、次に掲げる事務について専決することができる。

(1) 略

(2)～(7) 略

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1275号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年12月26日まで縦覧に供する。

平成30年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年11月26日

2 名称

特定非営利活動法人心

3 代表者の氏名

小林安子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市紀見79番地の14

5 定款に記載された目的

この法人は、介護や福祉を必要とする高齢者及び障害者、並びにその家族等に対して介護や福祉に関する事業を行い、社会的弱者と言われるような方々が、地域社会の中で孤立したり各種の弊害をうけることのないように、各々がパートナーシップの立場に立ち、心のバリアフリー、ノーマライゼーションの理論を実践することにより、地域ぐるみでの介護や福祉を通したまちづくりをためすことにより、より人間らしい思いやりを育み、分かち合うことで社会に貢献、地域住民に寄与すること及びに、次代を担う地域における青少年の健全育成を念頭に置いた活動等を主たる目的とする。

和歌山県告示第1276号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3050100431	カナの家	和歌山市今福三丁目5番41号	放課後等デイサービス	社会福祉法人愛徳園	和歌山市今福三丁目5番41号	平成30.11.30

和歌山県告示第1277号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100993	あゆみの園	和歌山市今福三丁目5-41	児童発達支援 放課後等デイサービス	社会福祉法人愛徳園	和歌山市今福三丁目5-41	平成30.12.1

和歌山県告示第1278号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ打田店

和歌山県紀の川市打田字天王1364番地の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

4 変更年月日

株式会社パーティハウス:平成13年11月1日

DCMダイキ株式会社:平成27年3月1日

5 変更した理由

建物設置者が異なっていたため

6 届出年月日

平成30年11月16日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)

紀の川市農林商工部商工労働課(紀の川市西大井338番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年12月7日から平成31年4月8日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1279号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス神前店

和歌山県和歌山市神前字舟田124番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成30年和歌山県告示第828号

3 意見の概要

(1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください(生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください)。

(2) 予測結果に反し、等価騒音レベルが環境基準値を超える場合は、超えないよう対策を講じてください。

(3) 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、悪臭の苦情等の申出に対し真摯に対応してください。

(4) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。

(5) 通学路の安全確保に十分注意してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成30年12月7日から平成31年1月7日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1280号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オーシティ田辺店
和歌山県田辺市東山一丁目5番1号
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成30年和歌山県告示第818号
- 3 意見の概要
隔地駐車場からの車両の出入りに特に留意し、交通事故防止に努めること。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成30年12月7日から平成31年1月7日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1281号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年11月1日から同年12月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡串本町の一部

和歌山県告示第1282号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成31年6月1日から平成32年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を、次のように定める。

平成30年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 工事種別
建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に該当するも

の

2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからツまでのいずれにも該当しない者であることとする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 自治法令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

キ セの許可に係る申請者又は申請者の役員等（法第5条第1項第3号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定している者又はその刑の執行が終了し、若しくはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ク 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

コ ク又はケのいずれかに該当した後、審査基準日時時点で1年を経過しない者

サ 申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人又は法定代理人が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

シ 申請者の法定代理人が法人である場合において、その役員等が、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ス キ、サ又はシに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者

セ 申請する建設工事について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者

ソ セの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者

タ 申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「有効な経営事項審査」という。）を受けていない者

チ 有効な経営事項審査に係る法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における工事種別の平均完成工事高が「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」及び「解体」について

は250万円以下、「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」及び「清掃施設」については0円である者。ただし、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」については「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の平均完成工事高が250万円以下である者

ツ 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 客観的事項

経営事項審査

イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は平成31年1月18日から同月31日までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで（午後零時から午後1時までを除く。）の間とし、提出場所は主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所とする。

(2) 申請書類

ア 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）

イ 地方基準点数等一覧表

ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表

エ 建設業関連学科新規卒業業者雇用一覧表

オ 技術職員・CPD取得者数一覧表

カ 職員名簿（技術職員以外）

キ 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表

ク 確約書、災害時等対応重機調書、運転者調書、災害時対応仮設資材調書及び災害時等緊急対応実績書

ケ 資本・人的関係のある関連業者届出調書

コ 総合評定値の通知書の写し（特別の事由がある場合を除き、有効な経営事項審査の審査基準日（以下「経営事項審査基準日」という。）が平成29年10月1日から平成30年9月30日までのもの）

サ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成30年12月1日以降のもの）

シ 消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成30年12月1日以降のもの）

ス 有効な経営事項審査に係る法第27条の26に規定する経営規模等評価の申請に使用した損益計算書の写し（法人の場合は、完成工事原価報告書の写し）

セ 同意書

ソ 暴力団排除等に関する誓約書

タ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に関する遵守マニュアル

ルを作成している者は、これの写し並びに同法の遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書及びその研修（講習）において使用した資料の写し（表紙、目次等資料の概要が分かるページを数枚程度にまとめたもの）

チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項の規定により和歌山県公安委員会が行う不当要求防止責任者講習を受講している者は、その講習を修了したことを証明する書面の写し

ツ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、かつ、その協定に同意している者は、その加入と同意を証明する書面

テ ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ト ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ナ エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ニ 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者は、その業を行っていることを証明する次の（ア）又は（イ）の書面、産業廃棄物の処分を委託している者は、その委託していることを証明する次の（ウ）の書面

（ア）産業廃棄物処分業許可証の写し

（イ）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

（ウ）建設廃棄物処理委託契約書の写し（平成30年1月1日から同年12月31日までの間に締結したもののうち、主たるもの1件分）

ヌ 労働安全衛生法関係の資格を有する者を雇用している者は、その雇用している者が当該資格を有することを証明する書面の写し

ネ 次世代育成支援に関する取組を行っている者は、その取組を行っていることを証明する書面として、次に掲げる書面のうち該当するもの

（ア）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画の策定に係る届出書の写し

（イ）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画の策定に係る届出書の写し

ノ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者を雇用している者は、その雇用している者が当該講習を修了したことを証明する書面の写し

ハ CPD（継続的な職業能力の開発（Continuing Professional Development）であって、建設業に従事する技術者に係るものに限る。）を支援する団体が提供する継続教育制度において推奨単位数以上の単位を取得した者を雇用している者は、その雇用している者が当該単位を取得したことを証明する書面の写し

ヒ 建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面

フ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業者（以下「法定義務建設業者」という。）にあつては直近の同項に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に関する状況についての報告書の写し、法定義務建設業者以外の者で障害者を雇用しているものにあつては障害者雇用状況調べ

ヘ 新規卒業者を雇用している者は、当該新規卒業者に係る卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載した次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

（ア）社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書

（イ）社会保険に加入しておらず、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

(ウ) 雇用保険に加入していない場合は、平成30年4月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等及び健康保険被保険者証

ホ 若年者（審査基準日において満年齢35歳未満の者をいう。以下同じ。）又は女性を雇用している者は、当該若年者又は女性に係るへ（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

マ ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父をいう。以下同じ。）を雇用している者は、次に示す書面のうち当該ひとり親に係る次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

（ア）児童扶養手当証書

（イ）ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証

（ウ）民生委員の証明書

ミ 審査基準日以前2年の間に地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定に該当する者（以下「市町村民税非課税者」という。）であった者を、当該2年の間雇用し、かつ、当該2年の間を経過する日から審査基準日まで連続して雇用している者は、当該市町村民税非課税者の非課税証明書

ム 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）の受賞者を雇用している者は、当該受賞者に係るへ（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

メ 平成28年1月2日から平成31年1月1日までの間に、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から事業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し

モ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書及び雇用保険適用事業所設置届事業主控

ヤ 経営事項審査基準日において労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号労働保険関係成立届」の写し

ユ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書

ヨ 経営事項審査基準日において社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し

ラ ウからカまで及びクに記載した職員に係るへ（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

リ 3（1）スの経営規模等評価の申請において提出した技術職員名簿の写し

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成31年6月1日から平成32年5月31日までとする。

和歌山県告示第1283号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成31年5月1日から平成33年4月30日までの期間、和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する県外に主たる営業所

を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を次のように定める。

平成30年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別及び業種区分

(1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に該当するもの

(2) 建設工事に係る委託業務

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからナまでのいずれにも該当しない者であることとする。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者（1（2）に規定する業務の全部又は一部を営む者をいう。以下同じ。）のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者の資格は、この（1）本文に規定する資格を有し、かつ、次のニからノまでのうち希望する業務に係る資格に該当する者であることとし、その資格申請できる業務は、当該業務に限るものとする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 自治法令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ 入札参加資格審査申請書又はその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

キ 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定している者又はその刑の執行が終了、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ク 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

コ ク又はケのいずれかに該当した後、申請日の直前の事業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）時点で1年を経過しない者

サ 建設工事を希望する者で、申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号

に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と関係があると認められるもの

シ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、申請者、申請者の役員等、契約営業所代表者及び法定代理人(法定代理人が法人の場合は、その役員等)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と関係があると認められるもの

スキ、サ又はシに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者

セ 建設工事を希望する者で、和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていないもの

ソ 建設工事を希望する者で、主たる営業所(本社及び本店をいう。以下同じ。)又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合でその営業所が別途定める基準を満たさないときにおける県の指導に従わないもの

タ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、主たる営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの

チ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていないもの

ツ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な経営事項審査に係る法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知における業種の平均完成工事高が250万円以下のもの

テ 建設工事を希望する者で、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入であるもの(法令の規定により適用を除外されるものを除く。)

ト 測量業務を希望する者で、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていないもの

ナ 建築工事の設計、監理業務を希望する者で、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていないもの

ニ 測量業務(航空測量)を希望する者で、測量法第55条の2第5号の主として請け負う測量の種類が航空測量(空中写真撮影及び空中写真図化)であって、使用する測量士を10名以上有するものであること。

ヌ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者で、属する一級建築士を20名以上有するものであること。

ネ 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者で、使用する技術士を5名以上有するものであること。

ノ 補償関係コンサルタント業務を希望する者で、使用する補償業務管理者及び補償業務管理士を併せて5名以上有するものであること。この場合において、補償業務管理者である者で補償業務管理士を兼ねるもの的人数については、1名として取り扱うこと。

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 建設工事

(ア) 客観的事項
経営事項審査

(イ) 和歌山県独自事項

イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 審査基準日の直前1年の希望する業務区分ごとの実績高

(イ) 審査基準日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は平成31年1月10日から同月31日までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日及び平成31年1月15日を除く日の午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時までの間とし、提出場所は和歌山県民文化会館504会議室とする。

(2) 申請書類

ア 建設工事

(ア) 入札参加資格審査申請書（県外建設工事業者）

(イ) 地方基準点数一覧表

(ウ) 和歌山県内営業所情報一覧表

(エ) 契約先営業所情報一覧表

(オ) 資本・人的関係のある関連業者届出調書

(カ) 受付票（県外建設工事）

(キ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し

(ク) 総合評定値通知書の写し

(ケ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書面で、証明日が平成30年12月1日以降のもの）

(コ) ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(サ) ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(シ) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別紙2（1）、（2）又は変更届出書の写し

(ス) 和歌山県内に建設業許可を受けた従たる営業所を有する者は、その営業所の外観及び営業所内部の写真

(セ) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成30年12月1日以降のもの。ただし、和歌山県内に営業所を有する者を対象とする。）

(ソ) 和歌山県内に工場を有する者は、外観（看板）及び製造現場の写真（工場の案内等パンフレットでも代用可能）並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次のaからcまでのいずれかの書面の写し

a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書）

b 健康保険被保険者証（所属先がわかるもの）

c 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

(タ) 委任状（代理人を置く場合）

イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 入札参加資格審査申請書（測量及び設計コンサルタント等業務業者）

(イ) 契約先営業所情報一覧表

(ウ) 入札希望等一覧表

(エ) 主たる営業所を和歌山県外に有する者は、技術資格者一覧表

- (オ) 代表者・役員等調書
 - (カ) 資本・人的関係のある関連業者届出調書
 - (キ) 受付票（測量・コンサル）
 - (ク) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書面で、証明日が平成30年12月1日以降のもの）
 - (ケ) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証明する書面で、証明日が平成30年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が和歌山県内にある者及び主たる営業所を和歌山県外に有する者のうち和歌山県内に営業所を有するものを対象とする。）
 - (コ) 直近1年の事業年度における財務諸表
 - (サ) 商業登記全部事項証明書の写し（申請者が法人の場合）
 - (シ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し
 - (ス) 現況報告書の副本の写し
 - (セ) 主たる営業所を和歌山県外に有する者は、（エ）に記載する職員について、次のa又はbのいずれかの書面の写し
 - a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書）
 - b 厚生年金に加入していない者については、健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
 - (ソ) 主たる営業所を和歌山県外に有する者は、（エ）に記載する者が当該資格を有することを証明する書面の写し
 - (タ) 主たる営業所の外観の写真（看板の確認ができるもの）及び内部（机、椅子、帳簿等）の写真
 - (チ) 測量業者登録申請書及び別表の写し（航空測量（測量業務）を希望する県外に主たる営業所を有する者を対象とする。）
 - (ツ) 委任状（代理人を置く場合）
- (3) 申請書類の作成に用いる言語等
- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
 - イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
- (4) 申請書類の提出方法
- (1) の提出時期に持参、又は和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課あてに申請書類及び返信用封筒（返信先住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの）を書留郵便で郵送すること（平成31年1月31日までの消印のあるものを有効とする。）。
- (5) 申請書類の提出部数
- 提出部数は、1部とする。
- (6) 特例事項
- 和歌山県における建設工事に係る一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）2に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。
- 4 資格の有効期間等
- 資格の有効期間は、平成31年5月1日から平成33年4月30日までとする。
- なお、更新の手続については、後日公示する。

和歌山県告示第1284号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 新田広芝岩出停車場線

供用開始の区間 岩出市水栖字大池512番3地先から同市水栖字大池536番1地先まで

供用開始の期日 平成30年12月7日

和歌山県告示第1285号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3447	橋本市隅田町垂井字露無35番1の一部	橋本市東家五丁目4番1号 丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦	平成 30. 11. 27	6.00	41.96

和歌山県告示第1286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画臨港地区

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県海南市冷水字東焼尾22番地1から同市冷水字白紙21番地1を経て同市藤白字西ノ谷246番地3に至る間の地先

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第1287号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により海南都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区における分区を次のとおり指定し、平成28年和歌山県告示第1307号（港湾法による海南都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区内における分区の指定）は、廃止する。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成30年12月7日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

分 区	区 域	面 積
商港区	海南市船尾、日方、築地、藤白、冷水、下津町大崎及び下津のうち別図に示す区域	約4.5ha
工業港区	海南市船尾、藤白、下津町大崎、方及び下津のうち別図に示す区域	約244.3ha

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第12号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

平成30年12月7日

和歌山県人事委員会事務局長 岡本勝年

平成30年度第2回和歌山県育休任期付職員採用試験要綱

1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び職務内容等

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務	和歌山	6人程度	本庁又は和歌山県税事務所における事務
	紀北	1人程度	那賀振興局地域振興部における事務
	紀中	3人程度	有田振興局健康福祉部又は日高振興局地域振興部における事務
	西牟婁	1人程度	西牟婁振興局健康福祉部における事務
学校事務	和歌山A	1人程度	県立学校（和歌山市）における事務
	和歌山B	2人程度	和歌山市立小中学校（河北地域）における事務
	西牟婁A	1人程度	県立学校（上富田町）における事務
	西牟婁B	1人程度	田辺市立小中学校（旧大塔村）における事務

申し込むことができる試験区分は1つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成31年1月20日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	平成31年1月下旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成31年2月上旬	和歌山市	平成31年2月中旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（30題） <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において教養試験の得点順に決定する。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で合否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、1つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

平成30年12月14日（金）午前10時から平成31年1月4日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。

写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は、受験することができない。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね平成31年3月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山・紀北・紀中・西牟婁）	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、年末及び年始
学校事務（和歌山A）	午前8時30分から午後5時00分まで	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
学校事務（和歌山B）	午前8時20分から午後4時50分まで	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
学校事務（西牟婁A）	午前8時15分から午後4時45分まで	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
学校事務（西牟婁B）	午前8時00分から午後4時30分まで	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（平成30年4月1日現在）であるが、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

試験区分等	給料月額	適用給料表
一般事務（和歌山・紀北・紀中・西牟婁） 学校事務（和歌山A・和歌山B・西牟婁A・西牟婁B）	151,500円	行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果については、「和歌山県電子申請システム」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続きは、電子申請システムの「申込内容照会」から、6（3）の申込完了通知メールに記載した整理番号とパスワードを入力して、申込詳細画面に進み、画面上にある試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供 対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験 不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない 場合はその旨	合格発表の日の午後3時から1月 間
第2次試験	第2次試験 受験者	試験種目別の得点、合格基準に達してい ない試験種目、第1次試験の得点及び順位 並びに第1次試験の得点と第2次試験の得 点を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第6号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

平成30年12月7日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地	登録年月日
有田市	有田市郷土資料館	有田市箕島27番地	平成30年11月28日